

## 学会開催補助（補助金） ご利用案内

\* 2021 年度改訂

### 1. 制度の概要

本大学を会場として開催される学会に対して開催経費の一部を補助します。

### 2. 補助条件

以下の全ての要件に該当するものについて、開催経費の一部を補助します。

- (1) 当該学会が本大学を会場として開催されるものであること。
- (2) 当該学会を招聘することが本大学の研究・教育活動の活性化・高度化に資するものであり、学生・院生への教学上特に有益であること。
- (3) 本大学専任教員により申請がなされること（注1）。
- (4) 日本学術会議登録学会またはこれに準ずると研究部長または研究部副部長が認める学会であること。
- (5) 本大学教職員が開催事務局として参加している学会であること。
- (6) 学会の全国大会もしくは総会、または地区部会であること（研究会等は補助対象としない）。

（注1）

専任教員は、立命館大学の教授・教授（任期制）・特別契約教授・特別招聘教授（本務）・特命教授A・特命教授・特別任用教授A・特別任用教授B・准教授・准教授（任期制）・特別契約准教授・特別招聘准教授（本務）・講師（任期制）・助教とします。

### 3. 補助額

学会の開催経費を対象として、当該学会が参加を認めた参加者 1 人につき 500 円とし、10 万円を限度として補助します。学会の出席予定数を基礎に補助金を振り込み、学会開催後、出席者名簿に基づき、追給・戻入の手続きを行います。（同一出席者が複数日に出席される場合は、1 名で算定します。）

### 4. 留意事項

- ・同一学会につき、単年度 1 回の補助とします。
- ・学会がオンライン開催である場合は、補助対象外となります。

### 5. 申請手続

「学会開催補助金 申請書」を様式・書式集ページよりダウンロードし、当該学会の運営にかかわる本大学教員が、学会開催までに必要事項を記載し、学会の開催を確認できる資料を添付して、所属キャンパスの各リサーチオフィス宛に提出してください。

「学会開催補助金報告（兼精算）書」を様式・書式集ページよりダウンロードし、学会終了後すみやかに、学会参加者名簿を添付のうえ提出してください。追給・戻入手続きが必要な場合は、事務局よりお知らせします。

以上